

定 款

(2020 年 7 月 31 日改正)

株式会社 東芝

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社東芝と称し、英文では、TOSHIBA CORPORATION と表示する。

(機 関)

第2条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、指名委員会、監査委員会、報酬委員会及び執行役並びに会計監査人を置く。

(目 的)

第3条 事業の目的は、次のとおりとする。

- 1 電気機械器具製造業
- 2 計量器、医療機械器具その他機械器具製造業
- 3 ソフトウェア業、電気通信業、放送業、情報処理サービス業、情報提供サービス業
- 4 化学工業、金属工業、建設業、不動産売買・賃貸借・仲介業、窯業、鋳業、土石採取業、電気供給業、金融業
- 5 前各号の附帯又は関連事業
- 6 前各号の事業を行う者に対する投資

(本 店)

第4条 本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第5条 公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞にこれを掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 発行可能株式総数は、10億株とする。

(単元株式数)

第7条 単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに次条に定める請求をする権利以外の権利を行使することができない。

(単元未満株式の買増し)

第9条 株主は、株式等取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所の選定は、これを公告する。

株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿等に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。

(株式等取扱規則)

第11条 株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続及び手数料は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、株式等取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(定時株主総会)

第12条 定時株主総会は、毎年6月に開催する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供)

第14条 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会の決議によって定めた執行役がこれにあたる。

当該執行役に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順位によりこれにあたる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の株主総会において議決権を行使することができる株主であることを要する。

前項の場合、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。

第4章 取締役及び取締役会

(定員)

第18条 取締役は、20名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

他の取締役の在任中に新たに選任された取締役の任期は、他の在任中の取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会長)

第21条 取締役会の決議によって、取締役会長1名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会を招集するには、取締役会の日の4日前までに各取締役に対しその通知を発するものとする。ただし、緊急を要するときは、これを2日に短縮することができる。

(取締役会の招集者及び議長)

第23条 あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役は、取締役会を招集し、かつ、その議長となる。

取締役会議長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順位により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の決議の省略)

第23条の2 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該提案について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(責任免除)

第24条 取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に定める取締役の責任を法令の限度において免除することができる。

取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間において、会社法第423条第1項に定める責任につき、1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。

(委員会の委員)

第25条 指名委員会、監査委員会、報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

第5章 執行役

(定員)

第26条 執行役は、40名以内とする。

(選任方法)

第27条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(任期)

第28条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

他の執行役の在任中に新たに選任された執行役の任期は、他の在任中の執行役の任期の満了する時までとする。

(代表執行役)

第29条 取締役会の決議によって、代表執行役若干名を選定する。

(役付執行役)

第30条 取締役会の決議によって、執行役会長、執行役社長、執行役副社長、執行役専務、執行役上席常務及び執行役常務を選定することができる。

(責任免除)

第31条 取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に定める執行役の責任を法令の限度において免除することができる。

第6章 計算

(事業年度)

第32条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第33条 剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日又は9月30日とする。

剰余金の配当が交付開始の日から3年以内に受領されないときは、当会社は、その交付の義務を免れる。

附 則

(責任免除に関する経過措置)

第34条 取締役会の決議によって、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号。以下、整備法という。）による改正前の商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任を法令の限度において免除することができる。

取締役会の決議によって、監査役の責任を法令の限度において免除することができる。

取締役会の決議によって、整備法による廃止前の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第21条の17第1項に定める取締役及び執行役の責任を法令の限度において免除することができる。

以上